

令和 7 年度保険料率評議会における意見
(北海道支部～沖縄支部)

令和 7 年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和 6 年 10 月に開催した支部評議会においては、協会の各支部から、第 131 回運営委員会（9 月 12 日開催）に提出した以下の資料等を用いて、協会の財政の現状や課題、収支の見通し等について説明した上で、令和 7 年度の平均保険料率についてご議論いただいた。

《支部評議会で用いた資料》

第 131 回運営委員会（9 月 12 日開催）資料

- ・ 資料 2 - 2 協会けんぽ（医療分）の 2023（令和 5）年度決算を足元とした収支見通し（2024（令和 6）年 9 月試算）について
- ・ 資料 2 - 3 令和 7 年度保険料率の論点について
- ・ 資料 3 保健事業の一層の推進について

各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

令和 7 年度平均保険料率について

※（ ）内は昨年の支部数

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 平均保険料10%を維持するべきという支部 | 36 支部 (40 支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10 支部 (6 支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1 支部 (1 支部) |

（保険料率の変更時期については、47 支部すべてにおいて、4 月納付分（3 月分）からとすることに対して異論は無かった。）

令和 6 年 10 月 23 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（北海道支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 北海道支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 評議会としての意見集約はなし。
- ・ 評議員各位からは 10%維持は止むを得ないという意見のほか、10%を維持しつつも支部間格差の拡大は解消すべき、料率維持は納得しがたく引き下げるべきという意見があった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 人件費や物価上昇から医療費がもっと上がる可能性は否定できない。一方で協会けんぽの被保険者の所得は比較的低く、さらには所得の高い人の標準報酬が頭打ちになる仕組みであることを考えると、インフレ過程では収支が苦しくなる可能性が高い。したがって、一定程度のバッファはあったほうが良いのではないかと考える。

（事業主代表）

- ・ 準備金の使途に法令上の制約があることは承知しているが、準備金が毎年積み上がっている状況の中で平均料率を維持することには納得しがたく、現行の 10%から引き下げるべきである。また、試算の前提条件が 10 年間一定というのは現実的ではなく、もっと精緻なシミュレーションを行った上で、説得力のある内容で加入者や事業主への説明を尽くしてほしい。
- ・ 右肩上がりで準備金が積みあがっているのは納得しがたいところであるが、10%維持はやむを得ないと考えている。

（被保険者代表）

- ・ 10%維持は止むなしと思っている。中小企業の賃金上昇率について楽観視はできず、最低賃金の引上げによって非正規職員の給与は上がっても、正規職員の給与は思ったように上げられない事業所も多いと思われる。
- ・ 全国平均 10%は維持すべきだと思っているが、支部間格差拡大は解消すべきだと考えている。例えば準備金残高が一定の金額や水準に至った場合に、あらかじめ設定した格差解消に関するルールを発動させる等、中長期で安定的な運営を基本としつつも、その中で何が出来るのかを考えなくてはならないのではないかと考える。また、協会けんぽは賃金が低いにも関わらず共済や健保組合より料率が高いという状況が続いており、さらには短時間労働者の適用拡大などの国の施策による負担増の可能性を考えると国庫補助率 20%への引上げを求めたい。
- ・ 今後の収支見通しのほか、医療給付費の伸び、後期高齢者支援金の増加など踏まえると、平均保険料率 10%維持はやむを得ないとする。

令和6年10月24日

令和7年度平均保険料率に関する評議会における意見（青森支部）

（令和6年10月17日開催 青森支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は可能な限り10%を堅持していくべきである。
- ・ 保険料率の変更時期については3月分（4月納付分）からの変更でよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料率については、可能な限り10%を堅持していただきたい。

（事業主代表）

- ・ 社会全体の動きを見ながら10%を固持していくべき。

（被保険者代表）

- ・ 今後、社会構造が大きく変わる可能性もあり、その都度の試算をしながら保険料率を検討していくべきだが、今の段階は10%堅持でよい。
- ・ 保険料率の変更時期は、現行のままで問題なければ、そのままでよい。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（岩手支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 岩手支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10 %維持は中長期的観点からやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期は「令和 7 年 4 月納付分」からでよい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 保険料率については、変動することが最も困る。できる限り長く平均保険料率 10 %を維持し、準備金残高については毎年積み上がっている現状を踏まえ、準備金の在り方についてどうすべきかを検討してほしい。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率を引き下げると、国庫補助率が引き下げられる可能性が高い。国庫補助率を 13.0 %から 16.4 %に上げることを要請したときの苦労を考えると、平均保険料率は現状維持でやむを得ない。
- ・ 一方、準備金の事業主・加入者への還元策として、健康増進に向けた取り組みを更に充実する等の保健事業の一層の推進については将来の医療費削減につながるよい取り組みなので、何年もかけず、スピード感を持って早急に実行願いたい。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（宮城支部）

（令和 6 年 10 月 18 日開催 宮城支部評議会）

【評議会の意見】

- ・協会財政の現状認識と中長期的な視点で安定した財政運営を目指すことについては、一定の理解ができるものであり、平均保険料率の 10%維持はやむを得ない。
- ・保険料率の変更時期は、4 月納付分（3 月分）からとすることに異論はない。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・過去から現在に至るまで保険料負担が増加の一途を辿っており、平均保険料率 10%が限界である。そのため、根本的な医療保険制度を見直すことが必要ではないか。また、短期的に言えば、国庫補助率を法律上 20%まで引き上げることができるのであれば、それに向け強く働きかけを行ってほしい。

（被保険者代表）

- ・平均保険料率 10%維持はやむを得ないと考えている。
準備金について、ただ将来に向けて積み上げるだけでなく、中長期的視点で財政を安定させる施策等にも活用するべきではないか。準備金に区分けを設け、加入者の健康づくり事業に充てるなど、還元をすることで加入者の理解も得やすいのではないか。医療費の抑制に繋がるような新たな使途を積極的に打ち出してほしい。

（学識経験者）

- ・2025 年問題や 2040 年問題は確実にやってくる。加えて、少子高齢化や医療の高度化が進むことを考慮すれば、現行制度の枠組みでは平均保険料率 10%は致し方ないが、後期高齢者医療制度を含め、医療保険制度全般を見直す必要があるのではないか。
国庫補助率の 20%への引き上げとあわせ、国に働きかけていただきたい。また、今後は保険者機能を一層発揮し、医療費抑制に向けた取組を強化してほしい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（秋田支部）

（令和 6 年 10 月 29 日開催 秋田支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率 10%維持という意見が多数だったが、一部の評議員からは引き下げの意見も出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・国民皆保険制度を守っていく観点から、被保険者、事業主の負担が過大になることがないように平均保険料率 10%を維持していただきたい。
- ・法定準備金 1 か月以上とする基準は本来合理的なのか。

（事業主代表）

- ・事業主の立場からは平均保険料率を引き下げるべきと考える。中小企業にとって最低賃金の上昇が保険料支出を含め大きな負担となっている。今後 1,500 円まで最低賃金を引き上げする方針も示されているが、中小企業は赤字にならないと価格を上げられない。国庫補助率を上げて保険料負担を軽減させることが結果的に賃金、可処分所得のアップにつながるのではないか。
- ・試算により将来見通しが明るいならば平均保険料率の引き下げも可能と考えるが、保険料率のボラティリティが高まることは回避すべきであり、安定的な財政運営を重視していただきたい。
- ・平均保険料率を引き下げることで保険財政に大きな影響が及ぶことは明らかである。また、平均保険料率を引き下げると国庫補助率の引き下げにつながる恐れもあるため、長期的視点で慎重に判断する必要がある。
- ・平均保険料率 10%を維持し、保健事業を充実させることが健康寿命の延伸や重症化予防につながり、将来的には構造的な協会けんぽ財政の安定につながるのではないか。

（被保険者代表）

- ・平均保険料率を引き下げ、負担が軽くなることは歓迎ではあるが、収支の将来見通し等様々な要因を考慮すると平均保険料率 10%維持は致し方ない。

- ・平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならないことや、今後の医療費の増加の見通しを考えれば、できる限り平均保険料率 10%を維持すべきである。
- ・過去には、平均保険料率を引き下げたことにより、保険財政が悪化し準備金が大きく減少した経緯もあったことから、平均保険料率 10%維持は妥当と考える。加入者のためにも平均保険料率 10%を維持していただきたい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（山形支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 山形支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 保険料率のあるべき水準は一部懸念事項があるものの、10%維持が妥当という意見で一致。
- ・ 保険料率変更の時期は、例年通り 4 月納付分（3 月分）からでよい

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造の中で様々な不安要素があり、中長期的な財政運営という観点からすると保険料率維持はやむを得ない考える。
- ・ 特に地方においては物価上昇に比べ賃金上昇が十分とは言えない中で、今以上に負担感が増すのは慎重になるべきであろうと考える。

（事業主代表）

- ・ 医療費の増大が予測される現状においては皆保険制度を維持するためにも保険料率維持はやむを得ないのではないかと考える。
- ・ 国庫補助をいったん下げられた場合、国を動かし国庫補助をもとに戻すということがいかに困難であるかは容易に想像がつく。事業主として大変ではあるが、堪えつつやっていかなければならないと考えており、10%維持には賛成。

（被保険者代表）

- ・ 中長期的な観点から、10%維持は妥当と考える。ただし、準備金が豊富にあるならば、不測事態に備えるための資金と中長期的な財政安定化のための資金を区別すべきではないかと考える。
- ・ 保険料率の引き下げが国庫補助引き下げに連動するならば、保険料率維持もやむなしと思うが、準備金が積み上がる一方、物価高で苦労している現状では、保険料率引き下げを期待する意見があることも理解してほしい。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（福島支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 福島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 保険料率 10.0%維持は妥当だが、準備金残高のあり方や国庫補助率の引き上げについて検討をお願いしたい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 準備金残高への理解が鍵かと思うが、様々な試算を見ると、医療保険制度の安定的な運営、継続に不安を抱かざるを得ない。そう考えると、少なくとも平均保険料率 10%維持を選択せざるを得ないのではないか。

（事業主代表）

- ・ そもそも保険給付費の 1 か月相当分との法定準備金の水準自体が妥当なのか。この法定準備金を基準とした議論が必要なのかさえ疑問を覚える。むしろ、事務局から説明のあった積み上がった準備金残高の必要性について、今後も説明責任を果たしていくことが大切ではないか。
平均保険料率を引き下げると、より早い段階で逆に平均保険料率を引き上げざるを得ないのであれば、平均保険料率 10%維持で推移を見るしかないと思う。

（被保険者代表）

- ・ 支出の伸びが収入の伸びを上回る財政構造が続いており、協会けんぽが安定した財政運営の下で保険者機能を十分に発揮できるよう、中長期的視点で財政の安定化を図ることが引き続き重要であり、平均保険料率 10%維持を基本と考える。
一方で、賃金が上昇せずとも今後の 5 年間の準備金残高が 5 兆円を超える収支見通しであることを踏まえ、次の 3 点について検討をお願いしたい。
①準備金の性格を明確にし、不測の事態など短期的な医療給付費の増加に備える準備金と、中長期的な財政安定化のための準備金に区別すること。
②準備金がどの程度であれば保険料率を柔軟に設定しても中長期的に安定的な財政運営が可能なのか、判断基準を示すこと。
③脆弱な財政基盤を支えるため国庫補助率を 20%へ引き上げること。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（茨城支部）

（令和 6 年 10 月 18 日開催 茨城支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は、10%維持するべき
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで問題なし

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今までの流れからすると 10%はひとつの壁になっている。超えると多くの加入者に違和感があるので、超えないように維持していくべきである。変更時期は、敢えて変える必要はない。
- ・ 今後 10 年間の収支見通し試算で、将来、準備金残高が 1 か月分を割り込む可能性があることを踏まえて、保険者として準備金残高がどれくらいの水準に低下したら平均保険料率を上げるのか、というような検討もしておく必要があると思う。

（事業主代表）

- ・ 10%据え置きでよい。変更時期もこのままでよい。今後の財政シミュレーションを継続的に経過をみながら、財政構造に変化を感じたり、大きく変更したりした場合に情勢に応じて支出を含めた見直しをかければよい。

（被保険者代表）

- ・ 賃金上昇率が 2.1%であっても単年度収支が 10 年以内に赤字になるという試算があるので、国庫補助率について国に対して上限 20%に引き上げの働きかけをお願いしたい。保険料率が 10%を超えてしまうと厳しいので、中長期的にみて今準備金が多いから下げるというのではなく 10%以内で抑えて欲しい。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（栃木支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 栃木支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持及び変更時期（令和 7 年 4 月納付分から変更）について異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料率については 10%維持が妥当と考えるが、5 兆円を超える準備金残高が積み上がっている状況を加入者に納得してもらえるのか。準備金残高が積み上がっているのであれば、保険料率を引き下げてほしい等の意見が出るのではないかな。

（事業主代表）

- ・ 厳しい財政状況が続くことや医療の高度化を鑑みると、今後保険料率が上がることも致し方ないと思うが、健診に対する費用補助や、高額療養費制度の自己負担限度額の見直しなどがあればありがたい。

（被保険者代表）

- ・ 支出が収入よりも伸びており、単年度収支差が実質的には前年度より縮小していることや医療の高度化、後期高齢者支援金の短期的な急増、被用者保険適用拡大等による楽観を許さない財政状況を踏まえると、準備金残高は 5.95 か月分相当と増加しているものの、必ずしも十分な水準とは言えないということが分かった。以上のことから、できるだけ長く現在の平均保険料率 10%を維持し、中長期で安定した運営を図っていくことが大切である。
- ・ 保険料率の変更時期については、実務に携わっている総務担当の立場からすると、時期の変更は現場の混乱を招く可能性があるため、従来通り 4 月納付分から変更が望ましい。

令和 6 年 10 月 29 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（群馬支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 群馬支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 現行の保険料率をできる限り維持することに対して、反対の意見はなかったが、今後さらに準備金残高が増えるようなら、10%の保険料率維持にこだわらず、柔軟に設定してもよいのではないかと意見が出された。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 2020～2023 年度の実績値である 1 人当たりの医療費の伸び率は平均 3.2%で設定しているが、伸び率が更に高いシミュレーションで想定する方が現実的である。
- ・ 賃金上昇率を考えると、中小企業の現状は相当厳しい。そうなれば、医療給付費を抑える取組みが一層重要となってくる。
- ・ 変更時期は、特に変更をしなければいけない理由がない限り、令和 7 年 4 月納付分からでよい。

（事業主代表）

- ・ 資料には収支見通しのマイナス要素ばかりが記載されていると感じる。保険料率は準備金残高の状況に応じて柔軟に対応すればよいのではないかと。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率は固定するのではなく、準備金残高を元に判断すればよいと思う。
- ・ 準備金残高の考え方として、短期的に必要なものと中長期的に必要なものに区別する方法もある。

令和 6 年 10 月 29 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（埼玉支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率 10.0%を維持すべきという意見である。
なお、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから、10.0%維持の方針を支持するものである。しかし、保険財政の持続性の観点から制度改正などについての国への働きかけを引き続き強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、より理解が深まる広報を加入者・事業主に対して進めていくこと、都道府県単位保険料率が一定期間変動しない仕組みの導入やフォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討していくこと、以上の3点を協会としても実施いただくようお願いしたい。
- ・保険料率の変更時期については、4月納付分からの変更が慣例となっていることを踏まえ、混乱や事務処理誤りを防止するため、これまで通り4月納付分からの変更として異論はない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・医療の高度化や高額医薬品の保険適用に備えるという観点からも、平均保険料率は短期的に引き下げるべきものではなく、10.0%の維持でよいと考える。
- ・都道府県単位保険料率については、支部ごとに料率の上昇・下降が繰り返されている。この点について、移動平均の使用などによる料率が一定期間変動しない仕組みの導入や、フォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討いただくよう、あらためてお願いしたい。
- ・協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、様々な媒体を活用した加入者・事業主へのわかりやすい広報を進めていただきたい。
- ・黒字分の加入者への還元や医療費抑制の観点からも、さらなる健診の拡充やワクチン接種にかかる費用の補助を、準備金の活用により実施することについて検討していただきたい。

（事業主代表）

- ・特になし

（被保険者代表）

- ・いずれ準備金が枯渇するのであれば、国に対する国庫補助の増額要請にあたっては、早期に補助率が引きあがるよう国への働きかけを強めていただきたい。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（千葉支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 1 日開催 千葉支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持でよいとの意見で一致。その上で以下の通り個別意見をいただいた。
- ・ 保険料率変更時期について、令和 7 年 4 月納付分(3 月分)からで特に異論はなし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ このような現状を見ると、平均保険率を 10%から引き下げるのはやはり難しいと思う。その上で、できるだけ 10%で維持していくという議論に併せて、いつから 10%より引き上げていくかということについても議論が必要になってきているのではないか。

（事業主代表）

- ・ 県内の小規模事業所は世間一般で公表されている賃金上昇率までは至っていないのが現状である。

（被保険者代表）

- ・ 準備金が 5 兆円も積み上がっている状況を鑑みると、準備金の適正な水準を明確に設定すべきと考える。その上で、準備金を不測の事態に備える積立金と、保健事業等に活用するための積立金に分けて運用すべきと考える。
- ・ 近年の賃上げの状況等を踏まえると、小規模事業所が主に加入する協会けんぽと大規模事業所が主に加入する健康保険組合では、賃金の格差が更に拡大し、今後の財政格差も大きくなることが懸念される。また、財政状況の悪化した健康保険組合が解散し協会けんぽに編入することも考えられる。そうなると今後、国庫補助率が 16.4%では十分ではないと考えられるため、国庫補助率 20%への引き上げについて、国に対して要望を強めていくべきである。

令和 6 年 10 月 22 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（東京支部）

（令和 6 年 10 月 11 日開催 東京支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 多数の評議員は、「平均保険料率の 10%維持は致し方ない」という意見であったが、一部、「平均保険料率を引き下げるべき」という意見があった。
- ・ 保険料率の改定時期については、「4 月納付分」からとする。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 医療費の伸びが示されているが、この伸びは一時期なものなのか、構造的なものなのか、分解、分析ができていないのではないかと考える。データによる裏付けが必要と考える。

（事業主代表）

- ・ 「収支見通し」は、10 年間常に右肩下がりのグラフを見続けてきた。準備金さがり始めたら、対策を打つはずだ。このまま何ら手を打たない場合の試算を見せられても納得はしない。
例えば、国庫補助を 20%とした場合、自己負担割合を上げた場合等、施策を講じることを前提として料率の議論をすべきである。

（事業主代表）

- ・ 賃上げについて、大手企業が賃金を上げる場合、中小企業も人を確保するためにある程度のベースアップが必要となる。そのように考えると賃金上昇率 2.1%の試算は非常に低いのではないかと考える。働く人の意欲を下げないためにも単年度でもいいので保険料率を下げてほしい。

（被保険者代表）

- ・ 賃上げされているが、社会保険料等の控除も増えているため、実質賃金は上がっていないという実感である。料率の維持はやむを得ないと思うが、国庫補助率の増加を要望してほしい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（神奈川支部）

（令和 6 年 10 月 28 日開催 神奈川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持はやむをえないが、中小企業の事業主の負担等を勘案して、国庫補助率について国との交渉を強めてもらいたい。
- ・ 準備金残高が低減していく中で、準備金残高が赤字とならないように維持しつつ、予算を有効に活用して医療費適正化を推進してもらいたい。
- ・ 今回提示されたような細かな準備金残高の試算を引き続き行ってもらいたい。
- ・ 保険料率の変更時期について、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし

（事業主代表）

- ・ 今回提示された資料により、楽観的に試算した場合でも 2030 年頃から準備金残高は低減していくことが明確になっており、平均保険料率 10%維持が必要だとよく分かる。そのため今回のような様々なケースでの試算は、今後も継続していただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 中小企業にとって 10%の負担は大変厳しいことを理解してもらいたい。また、現在も交渉していることは理解しているが、今後も国庫補助率が上限の 20%に近づくよう更に知恵を振り絞ってもらいたい。

令和 6 年 10 月 31 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（新潟支部）

（令和 6 年 10 月 29 日開催 新潟支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 7 年度の保険料率について、中長期的に見て現状維持が妥当
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）が妥当

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

保険給付費の増加傾向が続くのは間違いないが、収入については短時間労働者の適用拡大や賃金の動向など収支の見通しは不透明であるため、現状を維持して将来に備えていくことが必要と考える。

（事業主代表）

保険料率を上げないために対策を講じる必要がある。また、賃金上昇率も昨今の情勢からさらに上昇していくと思われるので、それを踏まえた検討も必要と考える。

（被保険者代表）

保険料率を仮に下げた場合、再度上げることは加入者の心情を鑑みると困難に思う。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（富山支部）

（令和 6 年 10 月 28 日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は可能な限り 10%を維持すべき。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 見通しを踏まえると 10%維持は致し方ないと考える。健康保険料は介護保険料や厚生年金保険料と併せて給与から控除されており、各料率を合計すると約 30%、それを労使折半で負担しているが、現状以上の負担は厳しい。平均保険料率は 10%が限界だと考える。
- ・ 保険料率については収支見通しを踏まえて中長期的に考えるべき問題である。中長期的には医療費が今後も上がっていく可能性が高いといえる。賃金は最近大きく上昇しているものの、将来的にも継続するかは分からない状況である。また、健康保険の適用拡大や、赤字の健保組合が解散した場合など、協会の加入者が増えることが想定される。それらを踏まえると準備金が積み上がっていても安泰というわけではない。保険料率を下げると国庫補助が減額されることも考えられ、その影響は大きい。来年度も平均保険料率 10%維持という意見でよいと思う。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率 10%維持には賛成である。一方、全国に目を向けると格差が大きく、保険料率 10%を超えている支部もかなりあると認識している。保険料率の平準化を図る必要もあるのではないかと検討いただきたい。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（石川支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 5 日開催 石川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については 1 0 % の維持は理解できるという意見であった。
- ・ 保険料率の変更時期については令和 7 年 4 月納付分からで異論はなかった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 本部の試算結果について、実績と乖離していることが多くある。より精度の高い試算を示していただきたい。
- ・ 所得弾力性の考え方に明確な根拠がないと考える。あるのであれば、示していただきたい。本部の示すデータは 1 0 % 維持に誘導しているように見える。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率が大きく上がったり下がったり変動することはよくない。できるだけ長く 1 0 % 維持の安定運営をお願いしたい。

（被保険者代表）

- ・ 今後の財政のことを鑑みると、平均保険料率 1 0 % は維持していくべきと考える。そのことを踏まえ、法定準備金残高について、医療給付費の急増といった不測の事態に対応するための短期的な側面と、財政の安定化という中長期的な側面があると思うが、そういった役割を基に法定準備金をどこまで積み上げていくのか、上限の目安を定め、それを超えた場合どういう対応をするのか、協会として方向性を明確に示すべきである。
- ・ 協会けんぽの財政は赤字構造で国庫補助が今後の医療保険財政に大きな影響を及ぼすことから、国庫補助率の拡充について今後も要望が必要である。

令和6年10月24日

令和7年度平均保険料率に関する評議会における意見（福井支部）

（令和6年10月23日開催 福井支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和7年度平均保険料率10%を維持することはやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期は令和7年4月納付分（3月分）が妥当。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料率について中長期的視点の16パターンで試算したデータを見たが、いずれも赤字構造に進むということが想定される。0.1%下げただけで、将来大きな赤字になることが推測されていることから、令和7年度の平均保険料率は10%維持とし、これ以上は上げないでほしいと考える。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率10%について、過去からの経緯により10%になったと理解するならば、これが上限なのだと思う。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率上昇を抑えれば可処分所得増加につながるなので、現行水準をなるべく維持していただきたい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（山梨支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 山梨支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は 10%維持。
- ・ 保険料率の変更時期は令和 7 年 4 月（3 月分）から。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 過去に行った収支見通しに対する総括がないまま、毎年、見通しが更新され、危機感を煽るのみとなっている。
平均保険料率 10%を維持した成果を資料に示すべきである。

（事業主代表）

- ・ 10%維持でやむを得ない。

（被保険者代表）

- ・ 過去の収支見通しの検証を行うべきである。
- ・ 現在の準備金の水準を考えると、これ以上積み上げる必要はない。
- ・ 保険料が下がることは嬉しいが、目先のことで判断してはいけない。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（長野支部）

（令和 6 年 10 月 28 日開催 長野支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率を中長期的視点で捉え議論することに対して理解はできるため、令和 7 年度の平均保険料率を 10%に据え置くことに賛成する。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分からで異存ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 準備金残高が 5 兆円超あることについて、加入者への説明を丁寧に行ってほしい。
- ・ 中長期的視点を踏まえると 10%維持はやむを得ない。

（事業主代表）

- ・ 中長期的視点を踏まえると 10%維持はやむを得ない。
- ・ 平均保険料率 10%の維持で良い。但し、いずれ単年度収支がマイナスになることが想定されるなら、平均保険料率を上げることを含めた議論も検討すべき。
- ・ 10%維持については理解している。一方、支部別保険料率の変更は 3～5 年に 1 回にしてもらえると事務負担が軽減する。

（被保険者代表）

- ・ 中長期的視点を踏まえると 10%維持はやむを得ない。
- ・ 10%維持で良いが、5.95 か月分の準備金残高を考慮すると、その使用目的について、ある程度明確にするよう検討してはどうか。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（岐阜支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 3 日開催 岐阜支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 7 年度の平均保険料率は 1 0 % とすること、あわせて可能な限り長期にわたり 1 0 % を維持すること。保険料率の変更時期については令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からとすることについて、異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 現行の制度は現役世代の負担が重くなっており、社会の変化に合わせて全世代で負担するよう制度を見直す必要がある。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率が毎年変動すると企業経営にも影響があるため、10%をできるだけ長く維持できるようにしてほしい。
- ・ 国庫補助率 20%への引き上げは難しいと思うが、現役世代の負担軽減のため協会けんぽとして要望し続ける必要がある。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率のシミュレーションなどを見る限り、現状のままでは持続可能な制度とは言い難い。制度の抜本的な見直しを行う時期に来ているのではないか。
- ・ 保健事業の充実など今後も医療費の伸びを抑える施策を続けてほしい。
- ・ 今後も若者世代が健康保険制度に加入し、高齢者を支え続けてくれるか疑問であり、今のうちに準備金を積み立てておくべきである。

令和 6 年 10 月 31 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（静岡支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 静岡支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 保険料率のあるべき水準については中長期的な視点で考えるという協会けんぽの立ち位置を理解している。様々な前提で試算しても将来的には準備金を取り崩さなければならない見通しであることを踏まえると、平均保険料率 10%を維持することが妥当である。
- ・ 変更時期については、例年通り 4 月納付分（3 月分）で異存ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今後 10 年のいずれかの時点で赤字になるおそれがある状況では、現在の準備金残高では心許ないと言わざるを得ず、保険料率 10%据え置きに賛成である。

（事業主代表）

- ・ バブル崩壊、リーマンショック等の際に単年度収支差がマイナスとなったものの、全体としてみるとこの制度の財政状況は悪い方向に行っていないのではないかと期待している。

（被保険者代表）

- ・ 安定的な財政運営の考え方に賛同できるが、保険料率の試算にあたり現在の賃上げ状況をもう少し勘案してほしい。今年の春闘の結果から賃金上昇率はより高くなると想定されることから、保険料率 10%維持を基本としつつ、収支見通しの試算については賃金上昇率をもう少し高く設定すべきと考える。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（愛知支部）

（令和 6 年 10 月 15 日開催 愛知支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 7 年度平均保険料率については、10%を維持する。
- ・ 保険料率の変更時期について、令和 7 年 4 月納付分からで異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 現在の準備金残高を見ると引き下げたいところではあるが、今後の財政見通しが厳しいのであれば、現時点において平均保険料率を引き下げる判断は困難。

（事業主代表）

- ・ 医療費の動向、後期高齢者支援金の増加及び高額医薬品の開発状況等を踏まえると、10%を維持することでやむを得ない。
- ・ 平均保険料率 10%は、事業主及び被保険者の負担の限界水準であると認識しているとのことであるが、都道府県単位料率の限界水準はどの程度と考えているか。また、平均保険料率 10%を維持した場合の、令和 7 年度都道府県単位料率の最高保険料率（見込）を示して欲しい。

（被保険者代表）

- ・ 協会の財政が楽観を許さない状況にあるから、引き下げないというのであれば、今後、平均保険料率が引き下げられることはないのではないか。
- ・ 保険料率に関する資料 4（参考データ）は、10%維持ありきでの資料構成であると感じる。
- ・ 令和 8 年度の子ども子育て支援金の徴収開始時期を、健康保険料率の変更時期と同時期にして欲しい。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（三重支部）

（令和 6 年 10 月 23 日開催 三重支部評議会）

【評議会の意見】

・ 令和7年度保険料率について、三重支部評議会の意見としては、保険料率を引き下げるべきとの意見は無く、平均保険料率 10%を維持すべきという意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

・ 保険料率を下げると国庫補助率も下がる恐れがある。準備金残高が想定以上に減少し、財政が悪化する恐れもあるので、現状維持もやむなしと考える。

（事業主代表）

・ 特になし

（被保険者代表）

・ 特になし

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（滋賀支部）

（令和 6 年 10 月 18 日開催 滋賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 事業主、加入者の負担を少しでも下げてほしいという思いは変わらないが、今後の収支見通しを踏まえると平均保険料率 10%維持はやむを得ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 単年度収支均衡が原則ではあるが、国庫補助の精算やその他の要因等が収支に影響を与えることを考えると、黒字であっても財政が安定しているとは言えない。健康保険組合の解散も増える中、協会は最後の砦であり被用者保険の受け皿であることを考えると、平均保険料率 10%維持はやむを得ない。5 兆円を超える準備金が積み上がっているが、これを健康づくり事業の充実に充ててほしい。
- ・ 準備金の法定は 1 ヶ月分であり、突発的な事態に備えるためのものである。将来的に保険料率を引き上げないために平均保険料率 10%を維持して準備金残高が積み上がっている今の状況は制度が想定していない事態であり、収支の赤字が発生する状況が生じれば国庫補助で対応するというのが健康保険法の制度設計である。被保険者・事業主ばかりに負担を強いるのではなく、保険者として国庫補助率の引き上げについて強く国に要望すべきである。

（事業主代表）

- ・ 中小規模事業所の経営状況は厳しく、負担を軽減してほしいというスタンスに変わりはないが、今後の見通しを考えると平均保険料率の引き下げは現実的に厳しい状況である。収入を増やし支出を減らす取組に注力する必要がある、国庫補助の増額を求めている。
- ・ 経済の先行きは不透明であり、賃金上昇率が今後どうなるかといった先のことは分からないが、健康経営や健康づくりを推進する中で、医療費は確実に伸びているので原因をしっかりと分析して将来に活かしてほしい。

（被保険者代表）

- ・ 短時間労働者の被用者保険適用拡大により協会の財政負担にも影響するが、新たに被保険者になった方にとっても将来的に保険料負担が発生するといった一面もある。将来のことを考えると、今準備金が積み上がっているからと言って、保険料率を引き下げてよいかどうかは疑問である。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（京都支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 京都支部評議会）

【評議会の意見】

- ・できるだけ長期に 10%を超えないようにしてもらいたいという意見が多数であったが、物価の上昇が続く状況であれば、少しでも下げてもらいたいという意見もあった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・医療費の伸びをいかに抑制するかを考えた予防医療が大切になってくる。

（事業主代表）

- ・小規模事業所にとって保険料率の上昇は厳しい。大手では賃金が上がっているが中小企業はそうではない。基本的に平均保険料率 10%維持で良いが、今後も賃金が上がらず物価が上がる状況が続くのであれば、少しでも下げてもらいたい。

（被保険者代表）

- ・準備金を貯めるばかりではなく、上限を決めれたら良い。例えば上限を 6 兆円として超えた分は健康づくり事業等へ還元していくなど。
- ・中長期的な視点で見て、できるだけ長期に 10%を超えないようにしてもらいたい。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（大阪支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 大阪支部評議会）

【評議会の意見】

- ・10%維持についてはやむを得ないという意見が大半であった。一方で、医療制度の抜本的な改革や、積みあがった準備金に係る具体的な用途、都道府県単位の健康保険料率の算定方法の見直しを求められた。また、一部の評議員からは、僅かでも保険料を下げる検討も必要なのではないかという意見もあった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・10%維持することはやむを得ないが、都道府県単位の健康保険料率の算定方法について見直しできないか。国民の負担が増加し問題となっている中で、5兆円を超えるような準備金残高は、加入者の理解を得るのが難しいのではないだろうか。
- ・様々な試算において赤字となっていく内容を見る限り、10%維持が妥当であるといったところは理解できるが、実績を踏まえた試算（賃金上昇率 1.6%・医療費 3.2%）において、10年後であっても準備金が今年度と同じ程度の 5.3 か月分は残っている。赤字構造ではあることはわかるが、僅かでも保険料率を下げられないかという検討や議論があってもいい。
- ・10%維持を継続していくことが大切であると思われる。賃金上昇率 1.6%という楽観的な試算であっても、6年後には収支差が赤字となり、下げるということは難しい。それよりも 3.2%も増加していく医療費をどう制御していくかが課題である。

（事業主代表）

- ・様々な試算において収支差が赤字になっていくという現状を変えていくのは難しいので、視点を全く変えてみてはどうなのか。例えば、日本は優れた医療環境で安心して旅行できるため、その環境保持を目的として、訪日客からも協力金といったような形で徴収してはどうか。協会けんぽの保険料率に影響はないかも知れないが、そうして得た収入を拠出金等の日本の医療環境保持のために利用することで、結果的に医療制度の維持に役立つのではないだろうか。今までとは違った新たな視点での活動が必要である。
- ・10%維持について異論はないが、提示された試算については、毎年の賃上げがベースとなっている試算が多い。協会けんぽの加入事業所は、中小企業が大半のため、順調に賃上げとはいかず、もっと厳しい状況になると考えており、これは実態に即した試算なのか疑問に感じる。

（被保険者代表）

- ・保険料については、10%維持がやむを得ないと考える。一方で、傷病手当金受給中の被保険者負担の免除の検討や加入者の行動変容につながるような正しい医療のかかり方の啓発に力を入れていただきたい。
- ・10%維持について異論はないものの、医療費の伸びは医療の高度化だけが要因ではないと感じており、診療報酬の改定など抜本的な改革を検討していただきたい。また、加入者の健康に関するリテラシーを向上させる等、病気の未然防止につながる取り組みを充実していただきたい。
- ・平均保険料率 10%維持が前提とした上で、法定以上の準備金が積みあがっているため、短期的に急激な医療給付に備えるための準備金と中長期に向けた財政安定のために、必要な準備金がそれぞれどれくらいなのかを明確にする必要がある。また、どれくらいの準備金があれば、保険料率を柔軟に設定できるのか、中長期にわたって安定的に運営していくことができるのかなどの判断材料や基準などを示していただきたい。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（兵庫支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 兵庫支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については、10%維持でもやむを得ないという意見と、引き下げてほしいという意見があった。
- ・ 保険料率の変更時期については、令和 7 年 4 月からで反対意見なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 過去、準備金が積み上がり保険料率を下げたところ、国庫補助率も下がったという歴史を鑑みることも大切だが、一方でこの 10 数年間準備金が積み上がっている現状について勘案することも重要である。

（事業主代表）

- ・ 事業主代表で参加しているが、被保険者でもあり保険料率 10%は非常に厳しい。
- ・ 厳しい状況の中、準備金が毎年積み上がっている状況はいかななものか。
- ・ 5 兆円を超える準備金があり、それを他の財源にされるのではないかという懸念がある。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率を下げることもよいが、その後上げる時のほうが影響が大きいので、10%維持がよいのではないかと。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（奈良支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 奈良支部評議会）

【評議会の意見】

- ・現在の平均保険料率 10%維持について異論なしが多数であったが、複数の評議員から、保険料率を引き下げろべきという意見も出された。
- ・令和 7 年度保険料率の変更時期について、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで異論なしであった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・保険とは現在加入している方の受益と負担のバランスをとるべきであり、10 年先を見越して試算し、将来の医療費の分まで先払いしておくというのは、自身の受益と異なる負担をさせているということになる。

また、若い世代の社会保険料負担も重いことから、準備金を取り崩しながら保険料率を下げていくべきと考える。

なお、様々な情勢が変化していく中、収支均衡を保つ期間として 10 年先を見据えるのは長過ぎであり、長くても 3 年から 5 年ぐらいの範囲で収支均衡を図っていくべきと考える。

- ・保険料率については、10%に固執せずもっと柔軟に変動させることも検討すべきであり、例えばデータヘルス計画等と合わせて、5 年から 6 年スパンで試算し収支均衡を図るべきと考える。

また、試算についてはより精緻なものとするべく、全国ベースではなく、地域で予測し積み上げていく方法とするべきである。

（事業主代表）

- ・10%維持で異論はないが、中長期的にみて 10%を超えるとなった場合の議論はいつ始めるのかという視点も必要と考える。

（被保険者代表）

- ・10%を維持していくべき。今後医療費が確実に伸びていき、保険料収入が確実に減っていくということが見えているのであれば、このまま維持し、できる限り 10%維持を継続すべきと考える。

- ・準備金については性質に応じ分けるべきであり、長期的な視点から財政安定化のための基金と、短期的な視点から緊急時に対応するための基金とに分けるべきと考える。
- ・保険料率は下げるべきと考える。子育て世代にとっては、特に負担感が重く、10年先のことよりも目の前の子育てにかかるお金が大事である。

以上

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（和歌山支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 8 日開催 和歌山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 1 0 %維持という意見が多数であった
- ・ 変更時期については令和 6 年 4 月納付分からで意見一致

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 健康保険料率については短期保険であり、本来は単年度決算で保険料率を決定すべきであり、財政に余裕があるときには保険料を下げるのが原則である。しかし、将来の予測について収支差の縮小、保険給付の増加、不確定要素等を考慮すると、平均保険料率 1 0 %維持はやむを得ない。引き続き国庫補助の引上げを要望する。
- ・ 事業主や従業員は保険料が下がることには鈍感だが、上がることには敏感である。できる限り保険料率が一定で推移するためには、平均保険料率 1 0 %もやむを得ない。将来準備金が枯渇する推計であるため、国庫補助の引上げを要望する。
- ・ 不安定要素がある中で、安定的な運営を目指すのであれば、出来るだけ 1 0 %維持を続けるしかない。準備金について、法定準備金額を大きく超えているのは気になる。

（事業主代表）

- ・ 今年、最低賃金が引き上げられた中、賃金が上がると保険料の負担も増え、小規模事業所にとって負担増は厳しい。平均保険料率の議論とそれるが、健康で医療費がかかっていない方へのインセンティブが必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 将来、収支差が赤字になる見込みがある中で、協会けんぽがどのような対策を行っていくのかが見えてこない。将来保険料率が上昇するとの試算がでていいる中で、平均保険料率を下げしてほしいとはいえない。1 0 %維持もやむを得ない。
- ・ 平均保険料率 1 0 %維持もやむを得ない。
- ・ 特に意見はない。毎年同じような意見を言っているが平均保険料率 1 0 %維持でやむを得ない。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（鳥取支部）

（令和 6 年 10 月 16 日開催 鳥取支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 一部の評議員から引き下げの意見もあったが、平均保険料率は 10%維持の意見が多数を占めていた。
- ・ 保険料率の変更時期については、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 10%を維持することは十分理解できた。今後良くなる要因が少ない中、少子高齢化や様々なコストの上昇を踏まえ補助金が引き上げられても良いのではないかと。
- ・ 準備金が積み上がり、子育て支援金の話もある。支払う額は増え、企業の負担も増えるため、9.9%でも良いので暫定的に下げてはどうか。

（事業主代表）

- ・ 準備金は積み上がっているが、料率を下げることで減少するシミュレーションがあり、賃金についても中小企業では上がっていくのかも不透明な部分もあるため、保険料率は 10%を超えないよう維持してほしい。
- ・ 準備金は積み上がっているが、推計では 10 年後には減少している。議論が必要だが、一部を運用するとか、今あるものを増やし、少しでも減少を遠くにする努力が必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率については 10%を維持すべきである。保険料収入の将来の推移が予測し難いことや、健保組合解散の協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること等、準備金は不測の事態に備え、安定的に運営を持続していくために必要である。
- ・ 事業所に勤務している者の立場で考えると、材料費や人件費の高騰等、世の中の変化が大きく先を見通すことが難しい。保険料は労使折半であるため、賃金が上がればその分を更に支払わねばならない。事業も難しくなるため、今回は 10%を維持すべき。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（島根支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 9 日開催 島根支部評議会）

【評議会の意見】

- ・概ね平均保険料率は 1 0 %維持という意見であった。
- ・保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで良いという意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・協会けんぽを取り巻く厳しい財政状況を勘案すると、平均保険料率 1 0 %維持はやむをえない。また、厳しい財政状況に加え、今後、気候変動による新たな感染症の蔓延等も危惧されるため、より安心して安全な保険運営をお願いしたい。
- ・短時間労働者の適用拡大が協会けんぽの財政に与える影響を危惧している。どのような働き方を選択しても、誰もが安心して医療保険サービスを今と同じように享受できるよう、平均保険料率の 1 0 %維持の考え方に賛同する。

（事業主代表）

- ・最低賃金の全国平均が 1, 0 0 0 円を上回り、人件費の高騰で廃業に追い込まれる企業も増えてきている状況下で、保険料率がこれ以上上がるのは厳しい。できるだけ長く平均保険料率は 1 0 %を維持していただきたい。
- ・現在の準備金も将来的には枯渇する見込みが試算されていることからすると、いずれ保険料率は引き上げざるを得なくなるため、協会けんぽは今後、引き上げの時期を見極めて適切に加入者へ広報することが求められる。

（被保険者代表）

- ・現在の制度を前提とすれば、平均保険料率の 1 0 %維持は妥当である。準備金が積みあがっていることから、保険料率を下げるべきという意見もあるが、医療保険財政を維持するための中長期的な視点に立てば、必要な蓄えと考える。
- ・保険料率が毎年度変わることや公平性の観点から、都道府県単位の保険料率の制度自体に疑問を持っている。ただし、現在の制度が前提であり、厳しい収支構造に大きな変化が生じない限り、平均保険料率の 1 0 %維持はやむを得ない。協会けんぽには、現在の準備金の在り方をしっかり説明していただくとともに、平均保険料率 1 0 %を維持するための更なる医療費適正化の取り組みを推進していただきたい。
- ・平均保険料率を 1 0 %に維持できるのであれば望ましいが、何年後かに一気に引き上げることがないようにしていただきたい。

令和 6 年 10 月 23 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（岡山支部）

（令和 6 年 10 月 18 日開催 岡山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%を引き続き維持すべきである。
- ・ 保険料率の変更時期は令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで良い。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 実質賃金が上がった実感がわからない中で、若年層の社会保険料に対する負担感がある。ただし、今後の財政見通しを考慮すると、平均保険料率 10%維持で様子を見るべきである。
- ・ 団塊の世代が後期高齢者になること、短時間労働者等への被保険者適用拡大が議論中であること、赤字の健康保険組合が解散後編入してくることについて、今後の推移を注視しながら、平均保険料率 10%維持で様子を見るべきである。

（事業主代表）

- ・ 物価は上がっているが、中小企業では依然として賃上げができていない中では、平均保険料率 10%維持が妥当と考える。

（被保険者代表）

- ・ 物価が上がっている中で、実質賃金が上がっている実感が無い。今後の実質賃金の上昇に期待しつつ、引き続き平均保険料率 10%維持を希望する。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（広島支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 広島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率を一時的に下げるとはその反動も受けることになる。平均保険料率 10%に据え置くことで、加入者や事業主の生活設計も立てやすくなる。
- ・ 医療費適正化につながる事業展開等の幅を広げるために、平均保険料率 10%で安定させることに異議はない。
- ・ 経済変動の影響を受け、単年度収支「マイナス 4,893 億円」を記録している年度もある。協会けんぽは経済変動等の影響を多分に受ける財政状況であるため、現在の準備金残高「5 兆 2,076 億円」は必ずしも充分ではない。

（事業主代表）

- ・ 高齢者拠出金等の負担を見るに、労働者世代の負担が非常に大きい。患者負担割合の引き上げといった制度改革も必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率引き下げに伴う国庫補助率の引き下げ、準備金残高の急激な減少という過去の経緯を踏まえると、平均保険料率 10%維持が妥当である。

令和 6 年 10 月 21 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（山口支部）

（令和 6 年 10 月 16 日開催 山口支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率 10%について、引き下げ 6 名、賛成 2 名（うち 1 名条件付き）。
- ・現在の準備金について、保険給付費等の 5.95 か月分となる約 5 兆 2,000 億円はあまりにも多い金額であるため、平均保険料率を引き下げろべきという意見が多数を占めた。
- ・平均保険料率を 10%にすることに賛成だが、全支部一律の保険料率にすべきという条件付きの意見が出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・前提の賃金上昇率が低い。国は最低賃金の上昇を目指しており、その方向性と異なる。
- ・資料が毎回同じような作りで 10%維持を前提としたものに思える。見込みの上振れが続き、毎年、準備金が積み上がってきている現状を踏まえると、保険料率を引き下げるべきである。

（事業主代表）

- ・10 年間、長期のシミュレーションを見てきたが、収支が上振れして準備金が法定額の 5 倍以上となっている。加入事業所の事業環境は厳しく保険料率の引き下げを行っても協会財務の健全性が極端に厳しくなることはないと思われる。
- ・法定準備金をはるかに越えて積み上がっている現状を踏まえると、保険料率の引き下げ時期は遅すぎるくらいではないか。
- ・平均保険料率を 10%にすることに賛成だが、全支部一律の保険料率にすべきではないか。

（被保険者代表）

- ・適用拡大と解散健保組合の編入に負担が生じる恐れがあると資料にあるが、現在の加入者に対する準備金の使い方の説明として、これでよいのか。
- ・準備金が多すぎる。毎年高水準で収支がプラスであるため、保険料率を下げるべき。収支をまるごと準備金として上乗せする仕組みはいかなるものか。
- ・10 年先の準備金のマイナスを強調されているがこれは 1 つのシナリオである。直近の実績をみても予算から実績は大きく上振れしており、単年度、もしくは 2～3 年の収支の動きの中で判断してよい時期ではないか。

令和 6 年 10 月 23 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（徳島支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 徳島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 今後の収支見通し、後期高齢者支援金の負担増などを考慮すると、平均保険料率 10%維持はやむを得ないとする。
ただし、今後 10%維持は必須として将来的には 10%を少しでも下げることができるよう、予防医療に力を入れ、新たに取り組む保健事業など積極的に実施していただきたい。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし

（事業主代表）

- ・ 特になし

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（香川支部）

（令和 6 年 10 月 23 日開催 香川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%で問題ない考える。
- ・ 変更時期は令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで問題ない考える。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし

（事業主代表）

- ・ 現状 10%で問題はないと考えるが、収支見通しを試算する賃金上昇率の設定が低いので、2.5%など、より高い設定が必要であるとする。
- ・ 今後平均保険料率を決定する際に、被保険者の保険料負担軽減の観点から、現状の労使折半の割合について、事業所 55%、被保険者 45%のように変更することを検討してはどうか。

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（愛媛支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 9 日開催 愛媛支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率については中長期的に考え、できる限り 10%を維持することが望ましいことから、令和 7 年度は 10%を維持することでやむを得ない。
- ・保険料率の変更時期については 4 月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（被保険者代表）

- ・準備金が積み上がっていることを理由に平均保険料率を下げることも考えられるが、それは一時的なものであり、将来的に平均保険料率10%を維持できないことが危惧される中で下げるという判断はできないと考える。

積み上がっている準備金については、説明があった「保健事業の一層の推進について」等の今後の健康維持に係る施策に活用いただきたい。

また、可能であれば、「保健事業の一層の推進について」の各施策についても実施時期を早めたり、対象者を拡大するなど検討願いたい。

（学識経験者）

- ・1992 年の事例を見ても、現在準備金が積み上がっていることを理由に平均保険料率を下げるという議論にはならないと考える。

準備金については今後増え続ける医療費を抑制していくためにも保健事業に活用いただきたい。特に「保健事業の一層の推進について」にある「若年層を対象とした健診の実施」を進めることで若いうちから健康に関するリテラシーが向上するはずなので積極的に進めていただきたい。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（高知支部）

（令和 6 年 10 月 17 日開催 高知支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 今後の財政状況見通しから 10%はやむを得ない

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 人口が減少していく中、協会けんぽの収入を増やしていくことは難しく、支出を減らす取り組みに重点を置きつつ、保険料率 10%をできるだけ長く維持していく必要がある。

（事業主代表）

- ・ 自治体で医療費無償化の範囲が広がると、一人当たりの医療費に影響する可能性があり、無償化対象層にジェネリックなどの制度を理解していただく取り組みが必要だと考える。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率 10%はやむを得ないが、10%が限界である。
- ・ 積みあがった準備金のすべてを財政安定化のために使うのか、それとも地域の格差の是正などに使うのか、どの程度を目標に積み上げていくのか。そして、その目標に達すれば準備金を使用するといったことが、予め使用目的も含め公開されていれば良いと考える。
- ・ 若年層に対する働きかけ等、医療費をどのように抑えるか、そのための取り組みを強化すべきである。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（福岡支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 福岡支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率について 10%維持でやむを得ないとの意見が多数を占めた。一方で引き下げてもらいたいとの意見もあった。
- ・保険料率の変更時期について、4 月納付分から変更で特に異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・医療保険制度を維持していくためには、収入と支出のバランスをとり、平均保険料率 10%を維持していくことが大命題である。当然、準備金も備えのため持つべきである。
- ・平均保険料率 10%を維持。医療費がなかなか削減できない原因は、デマンドサイドではなくサプライサイドにある。今後はサプライサイドにも切り込むべき。変更時期については現状で問題ない。

（事業主代表）

- ・平均保険料率 10%を維持。過去に保険料率の引き下げに伴い、国庫補助率が引き下げとなり財政が悪化した経緯から、同じことを繰り返す必要はない。
- ・平均保険料率 10%維持はやむを得ない。保険料率を引き下げてもらいたいのが正直なところであるが、引き下げに伴い国庫補助率も引き下げとなり、短期的な引き下げにつながるのであれば意味がない。

（被保険者代表）

- ・黒字で準備金が積みあがっている中で、被保険者の立場としては引き下げしてほしい気持ちもあるが、先を見据えると平均保険料率 10%維持でやむを得ない。変更時期についても現状で問題ない。
- ・平均保険料率について 10%維持もやむを得ないが、国庫補助率について 20%への引き上げを引き続き求めていくべき。準備金が積みあがっていく中で、何か月分まで積み上げる必要があるのか、しっかりと加入者へ説明を行う必要があると考える。
- ・保険料率に対する見通しがあまりにも暗すぎるのではないか。賃金上昇率の見通しについても世間とのずれを感じる。物価もどんどん上昇している中で、一時的にでも準備金を放出することや、平均保険料率 10%を堅持するためにどうしていくのか、について議論が必要。

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（佐賀支部）

（令和 6 年 10 月 9 日開催 佐賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 別紙「令和 7 年度保険料率に関する意見（佐賀支部評議会）」参照
- ・ 保険料率の変更時期は 4 月納付分からで、特に反対の意見はなし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 佐賀県は保険料率の高さへの不満よりも医療のかかりやすさに満足しているとのデータもあり、保険料が高くなるのは仕方のない側面もあるが、医療機関と患者の双方の行動変容が必要。都道府県単位保険料率については疑問に感じている。今後、賃金が上がり、医療費や後期高齢者支援金も増大していく中で、準備金や平均保険料率 10%の維持が肝要であることは確認できるが、この結果を受けて、各支部は、示された内容に賛同して理解するという範囲でしか議論ができないのではないかと感じている。
- ・ 健康保険制度を維持するためには、結局は収入と給付のバランスが重要であることから、保険料率という収入サイドの議論のみならず、保険給付の対象とする範囲の見直しについての議論もしていただきたい。すでに法律や制度設計自体を見直す時期に来ていると考えており、各支部で議論することには限界がある。
- ・ 試算について、以前から現実と乖離しているため、改善を希望する意見があったが、今回示された内容を見るとあまり改善していないように思う。
- ・ 準備金残高が 5 兆円を超えているにもかかわらず、平均保険料率 10%を堅持する必要があるのか。将来的に単年度収支差が赤字見込みであることは理解できるが、準備金が積み上がり続けている状況は異常である。保険料率のあり方そのものを根本的に考え直さないと、結局、毎年同じ議論の繰り返しになると思う。
- ・ 準備金について、将来の視点からすると必要だと思うが、これからの人口構造や医療費を考えた時に、今後どのように活用、または還元していくのか。その内容を具体的な数字等で示されると準備金を積み上げる必要性について理解が一層得られると思う。

(事業主代表)

- ・ 準備金が約5ヶ月分以上積み上がっていることを踏まえると、平均保険料率を可能であれば9.5%まで下げてほしい。その結果、準備金が3ヶ月分を下回るようなことがあれば、不測の事態に備えて改めて検討していくとしてはどうか。準備金が積み上がり続けている現状を見ると、平均保険料率を下げると国庫補助率も下げられたという事実を考慮したとしても準備金を3ヶ月分程度まで落としてよいのではないか。
- ・ 都道府県単位保険料率という中で、佐賀県で生活をしながら、事業所本社の管轄地が他県にあった場合、他県の保険料率が適用されることには違和感がある。
- ・ 佐賀支部の高い保険料率の軽減に向けて、健康づくりへの更なる機会創出の観点を含めた対策を検討してもらいたい。
- ・ 賃金伸び率で示されている0.8%や1.6%というのは、今後、ますます賃上げが進むであろう社会情勢の中で、設定が甘いのではないか。財政悪化への懸念要素が強いことにより、バランスが取れていない試算になっていないか。

(被保険者代表)

- ・ 佐賀県は医療提供体制が充実しているため医療機関に行きやすく、このことが医療費を上げる一つの要因になっている。また、佐賀県在住者でも、他県に事業所本社があれば、佐賀支部よりも低い保険料率で、佐賀県の充実した医療提供体制で医療を受けることができることを考えると、都道府県単位保険料率そのものに矛盾を感じる。
- ・ 準備金が5兆円も積み上がっている中で、その使い道として、不測の事態に備えるための資金と中長期的に財政を安定させるための資金を分けて考えることも重要ではないか。準備金のあり方について、本格的な議論を始める必要があると考える。

令和6年10月24日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会

評議員 蕪竹 真吾
評議員 田中 政史
評議員 田中 美千代
評議員 中島 啓子
評議員 西岡 剛志
議長 平部 康子
評議員 福山 和彦
評議員 松尾 剛彦
評議員 矢ヶ部 教馬
(五十音順)

令和7年度保険料率に関する佐賀支部評議会意見の提出について

令和6年10月9日に開催された佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しについて説明を受け、令和7年度保険料率に関する議論を行い、評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、令和7年度の保険料率に関する佐賀支部評議会意見を提出いたします。

令和7年度保険料率に関する意見

全国健康保険協会の2023（令和5）年度決算では、保険料収入11兆6,104億円に対し、支出11兆1,442億円であり、収支差が4,662億円となった。これに伴い、決算後の準備金残高は、5兆2,076億円にのぼり、法定準備金に対する比率は、昨年の5.59か月分から5.95か月分となり、さらに積み上がった。

今回示された2023（令和5）年度決算を足元とした収支見通し（2024（令和6）年9月試算）によると、仮に平均保険料率を10%から引き下げたとしても、見通しで示されたほとんどのケースにおいて、今後5年以内は、1か月分を優に超える法定準備金を確保できる見通しが示されている。

現状、賃金水準は確実に上昇しているものの、今年6月に前年同月比でプラスとなった実質賃金は8月に再びマイナスに転じ、プラス基調が定着したとはいえない不安定な状況下にある。また、最低賃金の引上げや物価の高騰により中小企業の経営は逼迫しており、加えて51人以上100人以下の企業においては、令和6年10月より適用拡大が義務付けられ、更なる保険料負担が強いられることを考えると、平均保険料率10%を維持すること及び佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を超える保険料負担を求めることは容認できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ佐賀支部評議会は、令和7年度に係る保険料率のあり方について下記の通り意見を提出するものである。

記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあった。しかし、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。
- 協会けんぽの財政について、中長期的に考えるという基本スタンスは一定程度理解できるものの、準備金が積み上がり続けている状況を鑑みれば、令和7年度の平均保険料率を引き下げるべきと考える。一方、すでに準備金は5兆円以上積み上がっており、このまま積み上がっていく現状を看過することはできない。準備金のあり方については、本格的な議論を早急に開始し、議論においては、準備金の使い道について、不測の事態に備えるための資金

と中長期的に財政を安定させるための資金の二つに分けて考えるなど、これまでの議論の枠組みに囚われない方向性を示して進めるべきと考える。

- これまで、佐賀支部の保険料率が高い原因について、医療費の高さを問題視した議論を長年重ねてきたが、健康保険制度を維持するためには、結局のところ収入と支出のバランスが重要であることからすれば、各都道府県における保険料率の議論にとどまらず、法律や政策の制度設計自体を見直す時期に来ているのではないかと考える。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第7条の21第1項）趣旨に鑑み、都道府県単位保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

以 上

令和 6 年 10 月 24 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（長崎支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 長崎支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率については 10%維持でやむを得ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

・今後の収支見通しについて非常にたくさんのパターンを示していただいたが、協会けんぽの財政見通しは非常に厳しいと言わざるを得ない。医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は今後も変わらないと思っており、保険料率引き下げは難しい。人間ドックに関する補助の新設等、準備金を活用した保健事業の一層の推進は評価できる。そうした観点からも、現在の保険料率 10%維持は妥当と考える。

・財政構造からも医療費を下げる努力がもっと必要と思われる。5.95 か月分相当の準備金が妥当であるかの判断は難しいが、平均保険料率が毎年上下するようなことがないよう、中長期的視点で準備金を確保するということに着目すべきである。

・県の医療費適正化計画の協議会には協会けんぽも参画していると認識している。保険料率 10%維持という観点からすると、協議会への積極的な参画と意見発信に注力することも大事。医療DXの推進や健康寿命の延伸に向けた施策を県全体で総合的、戦略的に進めていくことが必要と考える。

（事業主代表）

・標準報酬月額が上がると協会の収入は増えるが、一方で物価高騰や医療関係者の賃金上昇も考えると、医療費の増加にもつながり協会の支出も増える。平均保険料率 10%維持の考え方は変わらない。マイナ保険証の利用促進や医療DXの推進を通じて、医療費の削減につなげてほしい。

・短時間労働者の被用者保険適用拡大に伴い保険者としては財政負担の増加を懸念しているが、事業主も負担増加となる。今後も平均保険料率 10%を維持していくためにも、国庫補助率を 20%に引き上げるよう国にもっと強く要請する必要がある。

（被保険者代表）

・がんに着目した肺がん検診の受診勧奨の追加、若年層を対象とした健診の実施等、保健事業の推進に取り組んでいくことはとても良い。健診を受けやすい環境を作ることとは事業主の課題であるが、少子化により財源等が少なくなる中で、働き盛りの若い世代に目を向けて保険者が取り組んでいくことで財源等も少しずつ変わっていくのではないかと。10%を維持していくためにもしっかりと取り組んでほしい。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（熊本支部）

（令和 6 年 1 0 月 2 9 日開催 熊本支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 「10%を維持するべき」と「引き下げるべき」の両方の意見があった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 中小企業の現状を踏まえると、多額の準備金が積み上がるなか、保険料率が下がらないというのは受け入れ難い。現在加入している事業主、加入者は、今後の協会けんぽの財政が悪化する材料ばかり与えられている。そういった方々の感情を考えれば、中長期的に 10%を超えないというだけでなく、10%を上限として、0.1%でもフレキシブルに上げ下げする方が受け入れやすいのではないか。あえて準備金を減らすことも必要ではないか。賃上げトレンドの今だからこそ、しっかり検討していただきたい。
- ・ 将来の医療費の上昇を抑えるため、「保健事業の一層の推進」として説明のあった「若年層への健診の拡充」に注力していただきたい。

（事業主代表）

- ・ 中長期的な視点で考えることが重要で、できるだけ長く 10%を超えないようにしていただきたい。そのために、今は 10%を維持するべき。
- ・ 10%から引き下げるべき。賃金上昇、物価高騰等すべての金額が上昇しており、今後も上昇する。賃金の上昇だけでも社会保険料の上昇が見込まれる。そのうえ料率まで上がれば会社の存続にも関わる。すべての負担が増加し中小企業の倒産件数が増加するのではないかと危惧する。

（被保険者代表）

- ・ 引き下げとなるのが有難いが、先行きが非常に不透明な時に、引き下げという大きな決定するのは困難。中長期的な視点での 10%維持が望ましい。
- ・ 将来のことを考えるべきであり、10%維持が望ましい。
- ・ 将来のため 10%維持はやむを得ない。ただし、支出となる保険給付の範囲の見直し等について意見発信していただきたい。

令和 6 年 10 月 25 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（大分支部）

（令和 6 年 10 月 22 日開催 大分支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料については、10%を維持することはやむを得ないという意見が多数であった。
- ・保険料率変更の時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・これだけ準備金が積みあがると、国庫補助率が引き下げられないか懸念している。財政維持のための 10%維持は必要であると考えるが、物価の上昇等の影響もあるため、生活者目線に立つと若干でも保険料率を下げたほうが良いのではないかと考えられる。
- ・準備金が積みあがることで、埋蔵金と判断され、国庫補助率を下げられることがないか懸念をしている。国民が平均保険料率 10%であるということに納得いくことができるように、都道府県単位の保険料率に上下限を設定するべきと考える。また、評議会は保険料率の決定が最重要議題である。財政特例措置以前は全国において活発な議論をしていたと思われるが、近年の評議会は議論する場ではなく評議員を説得する場になっているように思われる。
- ・保険料率を数パーセント下げたところで、被保険者や事業主にとってメリットを感じられるほどの額では無ければ、10%の維持は合理的な判断であると考える。

（事業主代表）

- ・中小企業の賃金はそこまで上がっている感じはしない。実態経済と比較して収支見通しが甘すぎるのではないと思われる。国庫補助率が恒久的に 16.4%であるかは不透明なので、もし下げられた時に備えることも重要だと思われる。
- ・今後の収支見通しについて不透明な部分が多いことも踏まえると、保険料率については現状維持も一つの選択肢である。ただし、将来的にこれ以上準備金が積み上がった場合は保険料率の引き下げも検討していただきたい。
- ・運営委員会における理事長発言要旨は理解できる。賃金が上がっても可処分所得が増えない状況が続いており、加入者及び事業主においては様々な負担が増えている中、働く人の意欲を下げないようにしていただきたい。

(被保険者代表)

- ・法定準備金は1か月分となっている中、5.95か月分積みあがっているので、下げられるときに下げてほしいのが本音である。平均保険料率10%を上限と設定するような議論があってもいいと思う。
- ・物価等の上昇により、可処分所得が減っている。国庫補助率を20%に引き上げて保険料率が10%を超えないように働きかけをしていただきたい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（宮崎支部）

（令和 6 年 10 月 29 日開催 宮崎支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持について異論なし
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からでよい

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今後の保険料の使われ方や安定的な健康保険財政について、これから社会に出るような若年層の意見を聞くことも大切ではないだろうか。

（事業主代表）

- ・ 将来の財政難を見据えているが、これから 2～3 年の間は中小企業であっても賃金上昇はしていく。このことを踏まえたシミュレーションを設定してほしい。

（被保険者代表）

- ・ 現在の準備金の積み立て状況が適正であるか検証していただきたい。準備金を単純に積み上げるだけではなく、目的をもったものとして積み立てるべきではないか。例えば、医療給付における不測の事態に備えた短期的なものと安定な運営をするための中長期的なものを区分けして計画的に積み立てを行うことなどが挙げられる。
- ・ 国庫補助率については 20%を国に引き続き、要請をしていただきたい。また、料率について支部間で差がある。格差縮小にむけた取り組みをぜひお願いしたい。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（鹿児島支部）

（令和 6 年 10 月 29 日開催 鹿児島支部評議会）

【評議会の意見】

令和 7 年度保険料率については、現状を踏まえると、10%維持が妥当と考える。

ただし、準備金を定期預金に預けるだけでなく、運用することを協議する必要があると考える。

また、不測の事態に備えた短期的な面での準備金と財政安定化という中長期的な面での準備金を区別して管理しても良いのではないかと考える。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ここ 2 年程で利率は変わっているが、5 兆円を超える準備金を定期預金だけで運用することは、現状に即していないため、運用について検討すべきである。

（事業主代表）

- ・現在の仕組みでは、事業主負担も被保険者の負担も上がり続けるだけで、被保険者の可処分所得は増えず国民は裕福にならない。
加入者から保険料を徴収するだけでなく、準備金の運用について努力していただきたい。

（被保険者代表）

- ・準備金の性格を明確にすることと、不測の事態に備えた準備金と財政安定化のための中長期的な準備金に区別して運用して良いのではないかと考える。

令和6年10月30日

令和7年度平均保険料率に関する評議会における意見（沖縄支部）

（令和6年10月28日開催 沖縄支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和7年度の平均保険料率については、10%維持が妥当である。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和7年4月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 中長期的なシミュレーションの結果を見ても保険料率 10%を維持しなければ厳しい状況にあると感じている。

（被保険者代表）

- ・ 長期にわたり平均保険料率 10%を超えないようにすることには賛成である。
- ・ 法定以上に積みあがっている準備金残高の位置づけを明確にしていきたい。
短期的な医療給付の急増に備える準備金と中長期的な財政安定化のための準備金を区別する検討をしていただきたい。
- ・ どの程度の準備金残高があれば、保険料率を柔軟に設定できるのか、中長期的に安定した運営が可能となるのか判断基準を検討していきたい。